

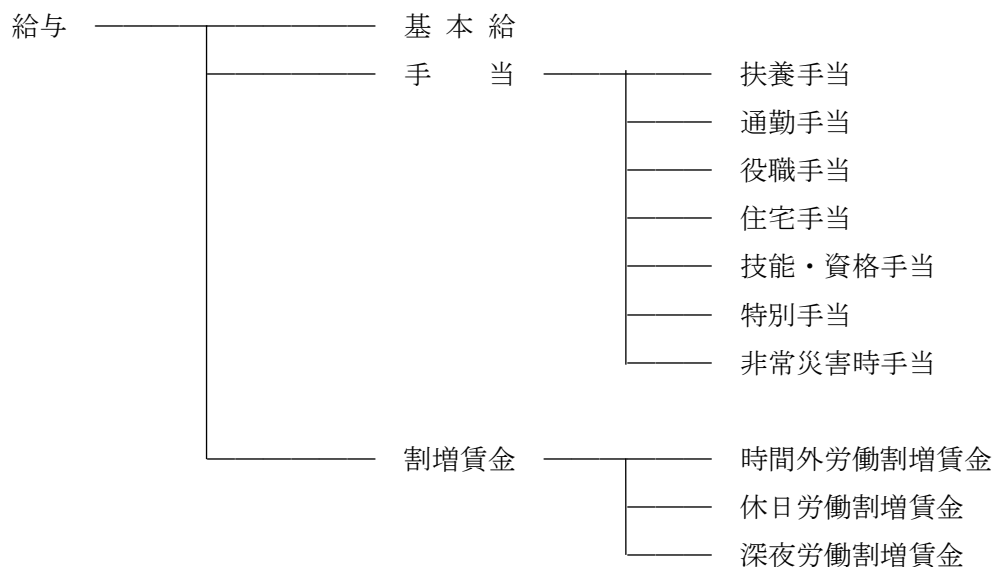
給与規則

第1条（目的）

この規則（以下「規則」という。）は、一般社団法人北中城村観光協会（以下「協会」という。）が定める就業規則第32条に基づき、職員の給与について定めることにより、その適正な運営を図ることを目的とする。

第2条（給与の構成）

給与の構成は、次のとおりとする。



第2条（基本給）

基本給は、別表「基本給月額表」のとおりとする。

第3条（扶養手当）

扶養手当は、次の家族を扶養している職員に対し支給する。

- (1) 配偶者（事実婚・同性婚を含む。） 月額3,000円
- (2) 18歳未満の子
1人につき 月額3,000円
- (3) 生計を一にする65歳以上の父母
1人につき 月額3,000円

第4条（通勤手当）

通勤手当の月額額は通勤に要する距離に応じ下表に掲げる額を支給する。（ただし1ヶ月あたりの通勤回数が15回に満たない者にあつては、下表の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

距離区分（片道）	金額
2キロメートル未満	1,700円
2キロメートル以上3キロメートル未満	2,300円
3キロメートル以上5キロメートル未満	3,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上	11,300円

- 2 1か月あたりの通勤回数が10回に満たない者については、これを支給しない。
- 3 2キロメートル未満の距離区分の通勤手当については、所得税法（昭和40年法律第33号）により課税となる。

第5条（役職手当）

役職手当は、以下の職位にある者に対し支給する。

- (1) 事務局長 月額50,000円
 - (2) 次長 月額30,000円
 - (3) 課長 月額10,000円
 - (4) 係長 月額5,000円
- 2 昇格によるときは、発令日の属する賃金月から支給する。この場合、当該賃金月においてそれまで属していた役職手当は支給しない。
 - 3 降格によるときは、発令日の属する賃金月の次の賃金月から支給する。

第6条（住宅手当）

住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている又は購入した職員に支給する。

- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 北中城村内の住宅を借り受ける又は購入した職員 5,000円
 - (2) 北中城村外の住宅を借り受ける又は購入した職員 3,000円

第7条（技能・資格手当）

技能・資格手当は、次の資格・技能を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

職務	資格・技能	金額
観光案内	通訳案内士 実用英語検定準1級以上	月額1,500円
ツアー商品販売	総合旅行業務取扱管理者 国内旅行業務取扱管理者 地域限定旅行業務取扱管理者	月額3,000円
特別業務手当	ICT環境管理者等の協会の 指名する職員	月額3,000円

第8条（非常災害時手当）

非常災害時（暴風雨波浪警報発令中を含む。）において待機又は現場への出勤を命ぜられた者に対し、1時間あたり500円支給する。

第9条（特別手当）

北中城村内協会会員店舗での飲食に係る経費について、一の年度あたり職員1名につき12,000円を上限に支給する。なお、一の年度の手当を翌年度に繰り越すことはできない。

- 2 在宅勤務を命じられた職員に対しては在宅勤務期間中1日につき200円を支給する。なお、在宅勤務時間が一日に満たない場合は、100円を支給する。

第10条（割増賃金）

時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- (1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働45時間以下 25%
- ② 時間外労働45時間超～60時間以下 25%
- ③ 時間外労働60時間超 25%

- (2) 1年間の時間外労働の時間数が360時間を超えた部分については、25%とする。この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。

- (3) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、前1号及び前号のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

- 2 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 月給制の場合

時間単価の計算

$$\{ \text{基本給（月給）} + \text{役職手当} + \text{技能・資格手当} \} \div 20 \text{日} \div 7.75 \text{時間} \text{（1円）}$$

未満の端数は切り上げる)

① 時間外労働割増賃金

時間単価×第1項1号で示した割増率を乗じた額

② 休日労働割増賃金

時間単価×1.35

③ 深夜労働割増賃金

時間単価×0.25

(2) 日給制の場合

時間単価の計算

基本給(日給)÷7.75時間(1円未満の端数は切り上げる)

時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金及び深夜労働割増賃金の計算は月給制の場合に準ずる

(3) 時間給制の場合

時間単価の計算

基本給(時給)に準ずる

時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金及び深夜労働割増賃金の計算は月給制の場合に準ずる

第11条(代替休暇)

1 か月の時間外労働が60時間を超えた職員に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。

2 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締切日の翌日から起算して、翌々月の賃金締切日までの3か月とする。

3 代替休暇は、半日又は1日で与える。この場合の半日とは、午前(8:30~12:00)又は午後(13:00~17:15)のことをいう。

4 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える時間外労働時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率50%から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率35%を差し引いた15%とする。また、職員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率(15%)で除した時間数については、15%の割増賃金の支払を要しないこととする。

5 代替休暇の時間数が半日又は1日に満たない端数がある場合には、その満たない部分についても有給の休暇とし、半日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、前項の割増賃金の支払を要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。

6 代替休暇を取得しようとする者は、1か月に60時間を超える時間外労働を行った

月の賃金締切日の翌日から5日以内に、協会に申し出ることとする。代替休暇取得日は、職員の意向を踏まえ決定することとする。

- 7 協会は、前項の申出があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される割増賃金額を除いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した月に係る賃金支払日に残りの15%の割増賃金を支払うこととする。
- 8 協会は、第6項に定める期間内に申出がなかった場合は、当該月に行われた時間外労働に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第6項に定める期間内に申出を行わなかった職員から、第2項に定める代替休暇を取得できる期間内に改めて代替休暇の取得の申出があった場合には、協会の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を精算するものとする。

第12条（休暇等の給与）

就業規則第23条に定める年次有給休暇、同第25条に定める夏季休暇、同第26条に定める長期勤続休暇、同第27条に定める特別休暇、同第28条第4項に定める育児参加休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

- 2 就業規則第30条第2項に定める生理休暇については月3日以内については有給休暇とし、4日以上の場合は4日目から無給とする。
- 3 就業規則第28条第1項に定める産前産後の休業期間、同第29条に定める母性健康管理のための休暇、同第30条第1項に定める育児時間、同第31条に定める育児・介護休業法に基づく育児休業期間及び介護休業期間及び子の看護休暇期間、無給とする。
- 4 就業規則第33条に定める休職期間中は、原則として給与を支給しない。
- 5 就業規則第16条に定める出勤停止期間中は、原則として給与を支給しない。

第13条（臨時休業の賃金）

協会側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

第14条（欠勤等の扱い）

就業規則第17条に定める欠勤、遅刻、早退、私用外出及び傷病による欠勤については、基本給から当該日数又は時間分の給与を控除する。なお、日数及び時間については、当月の累積時間数（15分単位とし、15分未満は切り捨てる）により算出する。時間

数の日数への換算については就業規則第24条の時間による年次有給休暇と同様とする。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。

(1) 月給の場合

基本給(月給) ÷ 20日 ÷ 7.75時間(1円未満の端数は切り捨てる)

(2) 日給の場合

基本給(日給) ÷ 7.75時間(1円未満の端数は切り捨てる)

第15条(賃金の計算期間及び支払日)

賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額 of 賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第16条(賃金の支払と控除)

賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により賃金を支払う。

3 次に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(4) 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとした社宅入居料、財形貯蓄の積立金及び組合費

第17条(賃金の非常時払い)

職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合

(2) 結婚又は死亡の場合

(3) 出産、疾病又は災害の場合

(4) 退職又は解雇により離職した場合

第18条(昇給)

昇給は、勤務成績その他が良好な職員について、毎年4月1日をもって行うものとする。

る。ただし、協会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を1号給とすることを標準として、特に顕著な成績の者（1名以内）については5号給、顕著な成績の者については3号給（2名以内）とする。なお、昇給の号給数については協会の経営状況等を勘案して変更する場合がある。
- 3 勤務成績については、次の各号の内容により会長・副会長が判定する。なお、各号の詳細は別途会長が定める。
 - (1) 自己評価
 - (2) 上司評価
 - (3) 経営方針や組織への特別な貢献
 - (4) サンクスカード取得数

第19条（謝金等の扱い）

職員が協会の業務とは別に行政の依頼や行政事業受託事業者等からの依頼で勤務時間内において、講師、委員等に参加する場合において支給される謝金や交通費については受取先を協会とした上で、別途、謝金・交通費に応じた手当を支給する。

第20条（賞与）

賞与は、原則として、下記の算定対象期間の賞与支給日当日に在籍する職員に対し、協会の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、協会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

賞与	算定対象期間	支給日	支給額の目安
夏季賞与	12月1日から5月31日	6月10日	基本給の1.25か月 ×期間率+成績調整
冬季賞与	6月1日から11月30日	12月10日	基本給の1.75か月 ×期間率+成績調整

- 2 前項の期間率は算定対象期間6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、下記に定める割合とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
4か月以上5か月未満	100分の60
3か月以上4か月未満	100分の40
3か月未満	0

- 3 第1項の成績調整は、職員の勤務成績に応じて、下表に定める割合とする。

勤務成績	加算・減算期間
最上位（1名以内）	基本給の0.2か月分を加算
上位（2名以内）	基本給の0.1か月分を加算
一般	なし
下位（減給の懲戒を受けた者）	基本給の0.5か月分を減算

- 4 前項に定めるに成績調整については、次の各号の内容により会長・副会長が判定する。

なお、各号の詳細は別途会長が定める。

- (1) 自己評価
 - (2) 上司評価
 - (3) 経営方針や組織への特別な貢献
 - (4) 算定対象期間におけるサンクスカード取得数
- 5 賞与の額は第1項の支給額を基準に、第2項の期間率を乗じ、第3項の成績調整を加算して各人ごとに決定する。
- 6 出勤停止以上の懲戒を受けた職員、日給制で就労する職員及び時給制で就労する職員には、賞与を支給しない。

附 則

第1条（施行期日）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

第2条関係 別表

基本給月額表

号	職員(1級)	管理職(2級)	号	職員(1級)	管理職(2級)	号	職員(1級)	管理職(2級)
1	146,000	264,000	37	182,000	300,000	73	218,000	336,000
2	147,000	265,000	38	183,000	301,000	74	219,000	337,000
3	148,000	266,000	39	184,000	302,000	75	220,000	338,000
4	149,000	267,000	40	185,000	303,000	76	221,000	339,000
5	150,000	268,000	41	186,000	304,000	77	222,000	340,000
6	151,000	269,000	42	187,000	305,000	78	223,000	341,000
7	152,000	270,000	43	188,000	306,000	79	224,000	342,000
8	153,000	271,000	44	189,000	307,000	80	225,000	343,000
9	154,000	272,000	45	190,000	308,000	81	226,000	344,000
10	155,000	273,000	46	191,000	309,000	82	227,000	345,000
11	156,000	274,000	47	192,000	310,000	83	228,000	346,000
12	157,000	275,000	48	193,000	311,000	84	229,000	347,000
13	158,000	276,000	49	194,000	312,000	85	230,000	348,000
14	159,000	277,000	50	195,000	313,000	86	231,000	349,000
15	160,000	278,000	51	196,000	314,000	87	232,000	350,000
16	161,000	279,000	52	197,000	315,000	88	233,000	351,000
17	162,000	280,000	53	198,000	316,000	89	234,000	352,000
18	163,000	281,000	54	199,000	317,000	90	235,000	353,000
19	164,000	282,000	55	200,000	318,000	91	236,000	354,000
20	165,000	283,000	56	201,000	319,000	92	237,000	355,000
21	166,000	284,000	57	202,000	320,000	93	238,000	356,000
22	167,000	285,000	58	203,000	321,000	94	239,000	357,000
23	168,000	286,000	59	204,000	322,000	95	240,000	358,000
24	169,000	287,000	60	205,000	323,000	96	241,000	359,000
25	170,000	288,000	61	206,000	324,000	97	242,000	360,000
26	171,000	289,000	62	207,000	325,000	98	243,000	361,000
27	172,000	290,000	63	208,000	326,000	99	244,000	362,000
28	173,000	291,000	64	209,000	327,000	100	245,000	363,000
29	174,000	292,000	65	210,000	328,000	101	246,000	364,000
30	175,000	293,000	66	211,000	329,000	102	247,000	365,000
31	176,000	294,000	67	212,000	330,000	103	248,000	366,000
32	177,000	295,000	68	213,000	331,000	104	249,000	367,000
33	178,000	296,000	69	214,000	332,000	105	250,000	368,000
34	179,000	297,000	70	215,000	333,000	106	251,000	369,000
35	180,000	298,000	71	216,000	334,000	107	252,000	370,000
36	181,000	299,000	72	217,000	335,000	108	253,000	371,000

(備考)管理職とは、第5条第1項第1号事務局長から同第3号課長までをいい、職員とはその他の職員をいう。